

広野町いじめ防止基本方針

平成28年3月1日

広野町・広野町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・	2
1 町の基本方針策定の目的	
2 町のいじめ防止対策の基本理念	
3 いじめの定義	
4 具体的ないじめの態様	
5 いじめに対する基本的認識	
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・	6
1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策	
(1) 福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携	
(2) 教育委員会の附属機関の設置	
(3) 財政上の措置等	
(4) 町・教育委員会の基本的施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
① 組織の役割	
② 留意事項	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
① いじめの防止	
② 早期発見	
③ いじめに対する措置	
3 重大事態への対処	
(1) 調査を要する重大事態	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の趣旨及び調査主体	
(4) 調査を行う組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(6) 調査結果の提供及び報告	
① 調査結果の提供	
② 調査結果の報告	
(7) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	16
重大事態発生後の流れ・・・・・・・・	17

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、法第11条において、「文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定する」こととされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本町においては、東日本大震災さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故により多くの子どもたちがこれまでとは違った生活を余儀なくされており、心の教育やいじめ防止のための取組の重要性が高まっている。いじめを生まないためにも、町全体で児童生徒一人一人が、大切にされているという実感をもつことができる環境づくりに取組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を身に付けさせることが重要である。

広野町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町、町立学校、保護者、住民等及び関係機関等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 町の基本方針策定の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

法第12条の規定に基づき、町・教育委員会が実情に応じ、いじめ防止等の対策について基本的な方向を示すとともに体系的・計画的に行われるよう、対策の内容を具体的に示す。

2 町のいじめ防止対策の基本理念

まちの将来像（第5次広野町町勢振興計画基本構想より）である「子どもの歓声とともに新たな時代を開くまち—広野」をふまえ、教育委員会においては、広野の豊かな自然や町民間の温かな人間関係の中で、子ども達がのびのびと育ち、未来を切り拓く力を身につけることができる魅力ある教育の実現をめざし、「広野町教育ビジョン」において、次の基本方針を掲げている。

◎ 基本方針 子どもたちの輝く笑顔が広野町の未来
～子どもたちがのびのびと育ち、笑顔が輝く広野町をめざして～

また、子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための力を育成することを目指すとともに、その基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育むことを広野町教育目標として設定している。

◎ 教育目標 夢や希望を抱き未来をたくましく生き抜く幅広い見識と創造性の育成

- ・ 確かな学力と自ら学ぶ意欲や態度を育みます
- ・ 人への思いやりの心とふるさとへの愛着を育みます
- ・ 生涯にわたり健康で安全に生活する力を育みます

以上を実現するため、町・教育委員会は、法3条にある「基本理念」の下、県・県教育委員会と連携し、いじめ防止のための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

◎ 町の基本理念

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童生徒の人権に関わる重大な問題であることから、町、町立学校、保護者、住民等及び関係機関等は、児童生徒が安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりの実現のため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ互いに連携及び協力して、いじめの防止等に努めなければならない。

3 いじめの定義

いじめについて、法第2条は、次のように定義している。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、いじめに当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

※ 学校におけるいじめ防止等のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第23条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 いじめに対する基本的認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり社会全体で取り組むべき課題であることから、基本認識を持ち問題に向き合っていくことが大切である。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることを認識する。
- (4) 学級、部活動等の所属する集団の問題（たとえば、無秩序性や閉塞性）や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにする。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する必要があるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(1) 県いじめ問題対策等支援運営協議会との連携

法第14条第1項に基づく協議会については、福島県が設置する「県いじめ問題対策等支援運営協議会」との連携を図る。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

① 法第14条第3項に基づき、教育委員会に学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために「広野町いじめ等防止対策委員会」を設置する。

② 広野町いじめ等防止対策委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として設置する。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

③ 広野町いじめ等防止対策委員会（以下「附属機関」という。）は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性が確保されるようにする。

④ 「附属機関」は以下の機能を有するものとする。

(ア) 教育委員会の諮問に応じ、専門的知見から、いじめ防止等のための有効な対策を審議・検討を行うこと。

(イ) 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- ⑤ 教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には、「附属機関」において調査を行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 財政上の措置等

町は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 町・教育委員会の基本的施策

① 震災の経験を踏まえた道徳教育の充実

各学校の道徳教育推進教師を中心とした指導体制を一層機能させ、授業公開や、家庭や地域との連携を強化し、地域の伝統や歴史を踏まえるなど、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図る。

- 東日本大震災の経験から「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道徳教育を推進し、児童生徒の心の発達を図る道徳教育を推進する。また、道徳の時間を公開し、学校と家庭・地域が一体となり、児童生徒の道徳的実践力を養う道徳教育の充実を図るとともに、「生きる力」を身に付けさせる機会とする。
- いわれなき差別や偏見を無くすため、家庭、学校、地域社会が一体となり基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。
- 心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育成するため放射線教育の充実を図る。

② 体験活動の推進

児童生徒の発達段階に応じ、自然体験学習、集団宿泊活動、職場体験学習、ボランティア活動、異年齢集団による交流学习や活動などを行うことにより、望ましい人間関係の醸成を通して、思いやりのこころや規範意識などの育成を図る。また、いじめ防止に関する児童生徒の自主的・主体的活動を促す。

③ 少人数教育によるきめ細やかな指導

少人数教育を推進し、教員が子ども一人一人に向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細やかに対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努める。

- ④ 相談支援体制の整備
 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置や、教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談支援体制の整備を推進する。また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ⑤ いのちやこころを大切にする性に関する指導の充実
 各学校において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充実するとともに、人権団体や関係機関等との連携協力のもと、専門家を各学校に派遣する事業を実施することなどにより、適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つこと豊かな児童生徒の育成を進める。
- ⑥ 情報モラル教育の推進
 児童生徒に対し情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。
- ⑦ 地域ぐるみによる学校支援の促進
 教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。
- ⑧ 子育てに関する学習機会等の充実
 保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進する。
- ⑨ 家庭教育力向上のための支援体制の充実
 保護者に対して、家庭教育に関する分かりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。
- ⑩ 学校と家庭の連携の促進
 各学校のPTA等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関するさまざまな取組を促進する。
- ⑪ 保護者・地域住民等への情報提供の充実
 学校・家庭・地域の連携を図るため、保護者や地域住民に対し、学校通信やホームページ等を通じた積極的な情報提供に努める。
- ⑫ いじめに対する措置
 ○ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して学校教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(児童の出席停止)

学校教育法第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

- そのため、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者に周知する。

(出席停止の報告等)

広野町公立小・中学校管理規則第37条 校長は、性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

2 教育委員会は、前項の校長の意見をもとに、児童生徒及び保護者の意見を聴取し、文書(第16号様式)をもって出席停止を命ずるものとする。

⑬ 学校評価・教職員評価における留意事項

教育委員会は、学校評価及び新たな人事評価制度において、いじめの問題への対応について具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校及び教職員に対する必要な指導・助言を行う。

⑭ 学校運営改善の支援

教育委員会は、学校評議員制度の機能を充実させるとともに、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

⑮ 重大事態への対処

町長は、法第30条第2項により、法第28条に規定する「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。再調査を行ったときは町長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し、その結果を議会に報告する。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、校長のリーダーシップのもと国及び県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を盛り込む。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会」を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

① 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

② 留意事項

- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止等の取組についてP DCAサイクルで検証を担う。
- 当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。
なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童生徒からの相談や聞き取りについては、児童生徒が希望する教職員、スクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取組む。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。また、加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。

3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 第28条の調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ③ 教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(いじめに対する措置)

第23 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(4) 調査を行う組織

- ① 学校が調査主体となる場合
 - 学校が設置した「いじめ対策委員会」において調査を行う。
 - 教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ② 教育委員会が調査主体となる場合
 - 学校の重大事態について教育委員会が調査を行うときは、第2の1の(2)により設置される「附属機関」を調査を行うための組織として活用する。
 - 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施
調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。教育委員会・学校自身にとって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとし、教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にし、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<児童生徒の自殺が起こった場合の調査>

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとし、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と丁寧な説明を行う。

- ③ 教育委員会は学校は、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、遺族に対し丁寧に説明し、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

- ① 自殺に関する正しい知識を一般の人々に報道する。
 - ② 自殺をセンセーショナルに表現したり、正常な行為であるといった表現をしたり、あるいは問題解決のためには避けられない手段として伝えたりしない。
 - ③ 自殺の記事を目立つ位置に掲載したり、過剰に報道を繰り返したりしない。
 - ④ 自殺や自殺未遂の手段を詳細に伝えない。
 - ⑤ 自殺の場所に関して詳細な情報を伝えない。
 - ⑥ 見出しの言葉を慎重に選ぶ。
 - ⑦ 写真やビデオ映像を用いる場合は特に慎重に行う。
 - ⑧ 著名人の自殺報道には特別の注意を払う。
 - ⑨ 自殺の後に遺された人に対して十分に配慮する。
 - ⑩ 困ったときにどこに助けを求めればよいのかについて情報を提供する。
 - ⑪ ジャーナリスト自身も自殺に関する取材活動を通じて精神的な影響やショックを受ける可能性があることを認識しておく。
- （「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省平成22年3月）

（6）調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- 学校は、調査結果について、教育委員会を通じて町長に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

(7) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

- (6)②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「再調査」を行う。
- 当該「再調査」は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- 町長は、「再調査」についても、教育委員会又は学校等による調査と同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 町長及び教育委員会は、「再調査」の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置等を検討するものとし、町長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。
- 町長は、「再調査」を行ったときはその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・県の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

重大事態発生後の流れ

